

重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護サービス)

小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成18年3月14日厚生労働省令第34号第88条（準用）第9条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	特定非営利活動法人 縁がわ
主たる事務所の所在地	静岡県島田市金谷東二丁目5-9
法人種別	特定非営利活動法人
代表者名	鷲山 浩文
電話番号	0547-32-9003

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	小規模多機能型居宅介護 縁がわ あずま
指定事業者番号	2295400176
所在地	静岡県島田市金谷東二丁目5-9
電話番号	0547-32-9003
営業日	365日
営業時間（訪問サービス）	24時間
同（通いサービス）	9時～16時
同（宿泊サービス）	16時～9時
通常の事業の実施地域	島田市
登録定員	29人 ※ 当事業所は、原則として利用申込に応じま
利用定員（通いサービス）	18人 すが、ご登録をいただいている場合であって
同（宿泊サービス）	9人 も、利用定員を超過する場合には、通いサー
	ビス又は宿泊サービスの提供ができない日
	ある場合がありますのでご了承ください。

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	生活圏内の、利用者様の様態や希望に応じて、「訪問」「通い」「泊り」及び多様なニーズに対応する機能を組み合わせてサービスを提供することで、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援する。また、生活圏内の多様な支援を要する方々を支援し、地域包括ケアの担い手となる事を目的とする。
運営の方針	「笑顔で接し、優しい言葉を使い、丁寧に心を込める」を念頭に自宅で生活したいという利用者様の希望を実現できるよう、ぬくもりのあるサービスを提供していきます。

4 従業員の職種、員数及び勤務の体制

従業員の職種	資格	員数	勤務の体制
管理者	介護支援専門員	1 人	常勤 1 名 午前 8 時～午後 5 時
介護従業者	訪問介護員養成研修 2 級課程を修了した者等	8 名以上	常勤 4 名以上、非常勤 4 名以上 午前 9 時～午後 4 時 5 名以上 午後 4 時～午前 9 時 1 名以上
	看護師又は准看護師	1 人以上	非常勤 1 名
介護支援専門員	介護支援専門員	1 人以上	常勤 午前 8 時～午後 5 時 1 名以上

5 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画の作成		1 サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 3 計画を作成した際には、当該（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。 4 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
相談・援助等		1 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
宿泊サービスに関する内容	介護サービス	1 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 2 排せつの介助 介助が必要な利用者に対しトイレ誘導、おむつ交換を行います。 3 見守り等 利用者の安否確認等を行います。
	健康のチェック	1 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。

	機能訓練	1 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 2 レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱体操などを通じた訓練を行います。
	入浴サービス	1 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	食事サービス	1 食事の提供及び、食事の介助を行います。 2 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 3 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	1 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
訪問サービスに関する内容	身体の介護	1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。 2 調理 利用者の食事の介助を行います。 3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1 利用者の安否確認等を行います。

（２）（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) カスタマーハラスメントに関する当事業所の考え方

当事業所では、すべての利用者様に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。

そのため、利用者様又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。

- ・大声での叱責や威圧的な言動
- ・人格を否定する発言や差別的な言動
- ・業務の範囲を超えた過度な要求
- ・長時間にわたる執拗な要望やクレーム

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

(4) 介護保険給付サービス利用料金

【小規模多機能型居宅介護費用・介護予防小規模多機能型居宅介護費用】

	基本単位 (1月につき)	利用料	利用者負担額	
			1割負担	2割負担
要支援1	3,450	35,086円	3,509円	7,018円
要支援2	6,972	70,905円	7,091円	14,181円
要介護1	10,458	106,357円	10,636円	21,272円
要介護2	15,370	156,312円	15,632円	31,263円
要介護3	22,359	227,391円	22,740円	45,479円
要介護4	24,677	250,965円	25,097円	50,193円
要介護5	27,209	276,715円	27,672円	55,343円

※島田市は地域区分7級地の為、単位数に10.17円を乗じたものが利用料金となります

【短期利用費用】

	基本単位 (1日につき)	利用料	利用者負担額	
			1割負担	2割負担
要支援1	424	4,312円	432円	863円
要支援2	531	5,400円	540円	1,080円
要介護1	572	5,817円	582円	1,164円
要介護2	640	6,508円	651円	1,302円
要介護3	709	7,210円	721円	1,442円
要介護4	777	7,902円	791円	1,581円
要介護5	843	8,573円	858円	1,715円

(5) 加算料金

下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

	基本単位	利用料	利用料負担額	
			1 割負担	2 割負担
初期加算	30	305 円	31 円	61 円
認知症加算 (Ⅰ)	920	9,357 円	936 円	1,872 円
認知症加算 (Ⅱ)	890	9,051 円	906 円	1,811 円
認知症加算 (Ⅲ)	760	7,729 円	773 円	1,549 円
認知症加算 (Ⅳ)	460	4,678 円	468 円	936 円
看護職員配置加算 (Ⅰ)	900	9,153 円	916 円	1,831 円
看護職員配置加算 (Ⅱ)	700	7,119 円	712 円	1,424 円
看護職員配置加算 (Ⅲ)	480	4,881 円	489 円	977 円
看取り連携体制加算	64	650 円	65 円	130 円
訪問体制強化加算	1000	10,170 円	1,017 円	2,034 円
総合マネジメント加算 (Ⅰ)	1200	12,204 円	1,221 円	2,441 円
総合マネジメント加算 (Ⅱ)	800	8,136 円	814 円	1628 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	750	7,627 円	763 円	1,526 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	640	6,508 円	651 円	1,302 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	350	3,559 円	356 円	712 円
介護職員処遇改善加算Ⅰイ	所定単位数の 171/1000	左記の単位数 × 10.17 円 (地域区分)	左記の 1 割	左記の 2 割
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	所定単位数の 186/1000			
介護職員処遇改善加算Ⅱイ	所定単位数の 168/1000			
介護職員処遇改善加算Ⅱロ	所定単位数の 183/1000			
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 156/1000			
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の 128/1000			

処遇改善加算は令和 8 年 6 月より変更

(6) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

食事の提供に 要する費用	朝食 350 円/回 昼食 (おやつ含) 700 円/回 夕食 700 円/回
宿泊に要する費用	2,200 円/泊
おむつ代	紙パンツ 150 円 パット 50 円
その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担す

	ることが適用と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの
--	--

6 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費（10 k m毎に 50 円）をいただきます。

7 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間 全日 午前 8 時～午後 5 時 ご利用方法 電話 0 5 4 7－3 2－9 0 0 3 担当者 鷺山 浩文
島田市健康福祉部 長寿介護課	ご利用時間 平日 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分 ご利用方法 電話 0 5 4 7－3 4－3 2 9 4 場所 島田市中心中央町 1 番の 1
静岡県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 ご利用方法 電話 0 5 4－2 5 3－5 5 9 0 場所 静岡市葵区春日 2－4－3 4

8 緊急時の対応方法

利用者の主治の医師又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
緊急連絡先に連絡いたします。

協力医療機関	医療機関の名称	島田市立総合医療センター
	所在地	静岡県島田市野田 1 2 2 0－5
	電話番号	0 5 4 7－3 5－2 1 1 1
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
	契約の概要	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

9 非常災害対策

非常災害時の対応方法	災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
避難・救出等必要な訓練の実施について	定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

10 外部評価
未実施